

【タイトル】 3月研修会

【担当部会名】源泉部会

【日時】平成22年3月19日(金) PM3:00~5:00

【場所】法人会館2階会議室

【演題】「源泉徴収実務(中級)」

【講師】山本 上席調査官(法人課税第一部門)



【概要】

盛り沢山であったが主な内容は以下の通り

給与所得の範囲

1.非課税とされる給与

- (1) 通勤手当等 例え、20分早い経路が割高でも、最も経済的かつ合理的と認められ10万円以内なら、非課税

(2) 学資金等 役員又は使用人の業務に直接必要な技術や知識を習得させる為の研修費用は非課税。

2. 経済的利益の取扱い

イ. 食事の支給 非課税の条件は、食事の支給を受ける人がその食事の価格の半分以上を負担し、かつ使用者の負担が月額 3,500 円以上。

ロ. 記念品等の支給

支給を受ける人の勤務期間に応じた支給が原則で、役員の特別待遇は認められない。

記念品に金銭は含まない。

ハ. レクリエーション費用

自己都合で参加しなかった使用人に対して金銭を支給すると、参加者も含めて全員について課税。

慰安旅行 非課税の条件

- ・ 旅行に要する期間が 4 泊 5 日（海外の場合は、目的地における滞在日数による）以内。
- ・ 全従業員の 50% 以上が参加。

二. 住宅の貸与

会社所有の住宅や会社借り上げ住宅の場合は、本人から賃貸料相当額（固定資産税額等で算出）の 2 分の 1 以上負担させていれば課税なし。

退職所得の範囲

個人事業主から法人成りした場合の、退職金における控除期間計算（退職給与規定で個人事業当時からの期間も含めて計算するとある）・・・通算してよい。但し、使用人のみであり、事業主・専従者は法人設立以降で計算。

退職所得の税額計算

1. 税額の求め方

$$\begin{aligned} & (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除金額}) \times 0.5 \\ & = \text{課税所得金額} \end{aligned}$$

課税所得金額から税額を計算する。（「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使う）

2. 退職所得控除額の具体的な計算例を実際に行ってみた。

- ・ 子会社に出向した期間がある場合。
- ・ 前年以前 4 年以内に支給を受けた退職手当